

鴨川市企業立地及び雇用促進奨励制度【概要版】



【目的】

事業所の新設又は増設を行う企業に対して必要な奨励措置を講ずることにより、企業の立地及び雇用の促進を図り、もって地域産業の振興と活力ある市勢の伸展に寄与することを目的とします。

指定企業（奨励措置の対象となる企業）

(1) 対象業種

すべての業種が対象となります。ただし、以下のものは除きます。

- ・風俗営業、暴力団等の関与が認められるもの
- ・宗教活動若しくは政治活動を目的とするもの など

(2) 対象要件

	新設・増設の別	投下固定資産総額	新規雇用者数
中小企業者	新設	5,000万円以上	5人以上
	増設	2,000万円以上	2人以上
中小企業者以外	新設	1億円以上	10人以上
	増設	5,000万円以上	5人以上

【企業】 事業を営む法人又は個人をいいます。

【投下固定資産】

企業が事業所の新設又は増設に伴い、当該事業所の操業開始日の5年前から操業開始日までに新たに取得した土地、家屋及び償却資産をいいます。ただし、譲渡することを目的として取得したものは除きます。

【新規雇用者】

事業所の新設又は増設に伴い、新たに雇用された市民である常用雇用者をいいます。

【新設】

市内に事業所を有しない企業が新たに事業所を市内に設置すること、又は市内に事業所を有する企業が当該事業所と異なる業種の新たな事業所を市内に設置することをいいます。

【増設】

市内に事業所を有する企業が当該事業所を拡充すること、又は現在の事業と同一業種の新たな事業所を市内に設置することをいいます。

奨励措置

(3) 企業立地奨励金

収納された指定企業の固定資産税の額（投下固定資産に係る部分に限る。）に相当する額を交付します。

（交付対象期間）

指定企業が新設又は増設した事業所の操業開始日以後において、投下固定資産に係る固定資産税を最初に課すべきこととなった年度から3年度間です。

(4) 雇用促進奨励金

指定企業が新設又は増設した事業所の操業開始日における新規雇用者数を上限に、操業開始日から1年を経過後の新規雇用者1人につき10万円を乗じた額を交付し、その上限額は3,000万円とします。交付回数は1回限りです。

(5) 指定の取消し等、奨励金の返還

指定期間中に以下に該当すると認められるときは、指定を取り消し、又は停止します。また、指定を取り消した場合には奨励金を返還していただきます。（返還額については、右表により算定します。）

- ・事業所の操業開始予定期日が著しく遅延したとき。
- ・指定企業の要件を欠くに至ったとき。
- ・事業所の操業を廃止又は休止したとき。
- ・市税その他市に納付すべき使用料等を完納していないとき。など

奨励金の交付の決定の日から指定の取消の日までの期間	返還額の算定
1年未満	交付額の10/10
1年以上2年未満	〃 8/10
2年以上3年未満	〃 6/10
3年以上4年未満	〃 4/10
4年以上5年未満	〃 2/10

指定期間は、奨励措置の対象となる最終年度の末日から5年を経過した日までとなります。